情報通信審議会　電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第 81 回）議事概要

日　時　令和８年５月 19 日（火）９：30～11：39
場　所　オンライン会議による開催
参加者　（１）構成員　　相田主査、山下主査代理、荒牧委員、関口専門委員、
高橋専門委員、武田専門委員、内藤専門委員、
西村（暢）専門委員、西村（真）専門委員、橋本専門委員

（２）オブザーバ

ＮＴＴ東日本株式会社	中井　裕史	経営企画部　営業企画部門長
ＮＴＴ西日本株式会社	木下　雅樹	経営企画部　営業企画部門長
ＫＤＤＩ株式会社	橋本　雅人	相互接続部長
	野平　秀典	相互接続部　推進１ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ
	田淵　翔	相互接続部　推進２ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ
株式会社ＮＴＴドコモ	福山　佳子	経営企画部　料金企画室長
	東原　弘	経営企画部　接続推進室長
	近藤　史顕	経営企画部 料金企画室　担当部長
ソフトバンク株式会社	南川　英之	渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部長
	坂本　恭平	渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部　移動相互接続課長
	原　裕樹	渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部　固定相互接続課長
楽天モバイル株式会社	地崎　彬	渉外本部　渉外戦略室長
	小田　祐己	渉外本部　政策渉外室長
一般社団法人テレコムサービス協会ＭＶＮＯ委員会		
	中野　一弘	運営分科会　主査
	前田　圭介	運営分科会　副主査
株式会社アイ・ピー・エス・プロ		
	田中　慶彦	代表取締役社長
ＮＴＴドコモビジネス株式会社		
	黒木　幹人	経営企画部　事業戦略部門長
	樋口　恭之	経営企画部　担当課長
	坂田　圭介	経営企画部　主査
Ｃｏｌｔテクノロジーサービス株式会社		
	七澤　陽子	Head of Regulatory and Compliance (Asia)
フリービット株式会社	芦沢　賢一	インフラ事業本部　副事業本部長
株式会社インターネットイニシアティブ		
	安東　浩二	モバイルサービス事業本部 ＭＶＮＯ事業部　副事業部長
	宮下　重博	モバイルサービス事業本部 ＭＶＮＯ事業部　ｼﾆｱﾃｸﾆｶﾙﾏﾈｰｼﾞｬｰ

（３）事務局　　飯倉総務課長、吉田電気通信事業部長、井上事業政策課長、
（総務省）　飯嶋料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、
廣瀬料金サービス課課長補佐、伊井料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

（１）音声接続料に係るビル＆キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方
（２）接続料算定における長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式の適用見直し等に係る今後の進め方
　○　事務局から説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

（３）モバイル接続料の検証及び５Ｇ（ＳＡ方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方に関するヒアリング
　○　関係事業者等ヒアリングを実施した。
（ヒアリング対象事業者等：株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会ＭＶＮＯ委員会、株式会社インターネットイニシアティブ）

【主な発言】

（１）音声接続料に係るビル＆キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方
（２）接続料算定における長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式の適用見直し等に係る今後の進め方

○武田専門委員

今回、ビル＆キープ方式の原則化を打ち出されましたが、その調整が難しいということで、移行期間を設けて移るとか、激変緩和措置を取るとか、また、片務呼については精算方式を簡素化するということを仰っているかと思います。

ただ原則的には、全事業者が一律に移行できれば良いのですが、片務呼以外に調整が必要なところをどの程度把握なさっていて、本当に全事業者一律に移行できるのかどうかということについて、不安というか、疑問を持っている事業者もいるようです。特に、指定業者については把握して移行できるかもしれないけれども、非指定業者についてはどの程度この移行を進められるのか、その辺りについてお考えを聞かせていただければ幸いです。

○高橋専門委員

全体として、ビル＆キープ方式の原則化の方向に向かっていくというのは、私としては結構なことだと思います。

一つ懸念を持っているのは、激変緩和措置をやるべきかどうかというところがありまして、やりようによってはかえって激変緩和措置に相当なコストがかかってしまう、手間・時間がかかってしまう、行政コストがかかってしまうということになってしまいますと、せっかくビル＆キープをやって、いろんなことを簡素化してというところの効果が薄れてしまうのではないかなというところがあります。

それから、民間同士、事業者同士の協議になりますので、なかなか生々しい利害のぶつけ合いになるということが予想されて、まとまる話もまとまらなくなることもあるかと思いますので、総務省が強く間に入って、仲介して議論をリードしていくような仕組みが必要かと思います。

あとは、片務呼については、どういう手当てをしていくかというのはこれから考えるという方向性が示されておりますので、これを詰めていけばいいかなというふうに思っております。

○西村（真）専門委員

今回、２０３１年を目途にということを提示されたことは大変よかったと思いま

す。それに向けて話合いが進むということを期待しております。
　今回、事業者間の精算方法がものすごく変わるということで、それが利用者料金にどの程度影響を及ぼすのかというのは、今の段階ではなかなか分からないと思いますが、どういった方法で、こういうふうに変わりましたというのを国民に対してアナウンスするかというのは、接続料の計算方法等をほぼほぼ知らないので、詳細な説明までするのかどうか、私自身悩ましいなと思っていますけれども、そろそろ利用者料金に与える影響というのも視野に入れて考えていただければと思っています。

○西村（暢）専門委員
　私から３点コメントをさせていただければと思います。まず、資料１、それから資料２に共通する点でございます。特にスライド右肩１ページ目の前半部分で言及されておりますように、コストの削減、あるいは自社網コストのみでサービス提供可能な事業環境への移行、将来に向けた対応。ＬＲＩＣのほうですと、ＬＲＩＣ方式の前提が実態と乖離していたり、ベンチマークとして機能していなかったりという状況。いずれも非常に重要な議論の始まりではあったのですけれども、今後においてはより明確に、電気通信事業法において規定されているような目的と整合する適正な制度であるという説明をどこかに明記しておくべきだと思っております。
　やはり現行接続料制度というのも、全体として見ますと公平性、透明性、接続の迅速性というものの担保という形で電気通信事業法上も位置づけられている、説明されていると思いますので、そういった文書による説明というのも必要になってくるかなと思った次第です。
　２点目でございます。既に構成員の先生方からの御指摘もありましたけれども、やはり事業者間での共通認識がつくられてきた、そして今後もつくられてくるという、この点を重要視するならば、今回は十分な議論の対象にならなかった諸論点に関しましても、同様の進め方というのが求められてくると思われます。総務省の適正かつ時宜を得た進行といったものも含めて、検討の進み方に基づいた適用時期への柔軟な対応、これもあり得るのではないかと考えております。
　最後、３点目です。制度変更の際の事業法レベルの改正といったようなものも、少し議論の中に含めていただければなと思っております。特に事業者一律で適用するといった場合に、接続料算定のこれまで主体ではなかったような非指定事業者に対しても、資料１のスライド１枚目でしょうか、それからスライド２枚目、（１）から（３）の制度変更の一律適用といった場合の法令上の規制根拠、こういった点はちょっと慎重な進め方が必要になってくるのかなと思った次第でございます。

○相田主査
　ただいまの西村暢史先生の御意見とも関係いたしますけれども、大学教員の目から見ると、ちょっと、この資料１の１ページ目の（１）より上の３つのポチですね、一部の事業者からビル＆キープの要望がある、確かにビル＆キープはある観点からは有効であり、よってビル＆キープの原則化を進めることとしたいというのは、論文審査だとちょっと議論不十分で不合格というレベルかなと思います。
　やはり、かかった費用は接続料で回収できるという事業法に定められた原則をかなり見直すということになれば、ちゃんと理論武装をそれなりにしていかなければならないということで、まず選択肢として何があるのか。現状に加えて、この資料の中では、やや暗示的ではありますけれども、ビル＆キープで全ての呼を対象にする場合と片務呼は対象としない場合、それから、この委員会の途中でも幾つか御提案があったわけで、ＬＲＩＣ資料のほうにも書いてありますけれども、協議が整わなかった場合の料金というのはもっと下げる、一番安いレベルにするというようなもの、それか

ら、諸外国の例ということでお調べいただいたような、接続料は国が一律に定めるというようなもの、ほかにも幾つかあるかもしれませんけれども、どういう選択肢があるのか。
　それから、評価項目ですね。主なものとしては接続料精算のコストが下がるということかと思いますし、それから、接続料の交渉にどれだけコストがかかっているのがどれだけ下げられるのかという点も多いと思います。その一方で、この委員会の中でも幾つか出た観点としては、事業者間の公平性がどうなのか、利用者に対する影響はどうなのか、それから、新規参入を促進するかどうか等々、競争の観点からはどうなのか、事前の準備にどれくらい手間がかかりそうなのかといったような、どういった評価項目があるのかというようなことをリストアップして、番号政策でよくやるのは、◎、〇、△、×といった星取り表のようなものをつくって、そういう選択肢の中で、片務的な呼は対象としないビル＆キープが一番いいというようなことを言っていかないと、報告書としてまとめるときにまずいのではないかと思いました。
　ＬＲＩＣのほうも、これは大したことないのですけれども、ビル＆キープのほうとの関係でもって、資料２の２ページ目ですか、「ビル＆キープ方式を原則化した場合、裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられるが」と書いてありますけれども、片務呼はビル＆キープ方式の対象から除くのであれば、音声接続料に対してもまだ接続料の協議が調わないということはあり得るという辺りが、ちょっとロジックとしてあまり適切ではないのではないかと思いましたので、その辺りをきちんとしていただかないと、これから事業法改正ということに持っていくのかもしれないですけれども、そこら辺の議論に耐えることが難しいのではないかと思いましたので、その辺りをしっかりとしていただければと思います。

〇橋本専門委員
　相田先生のコメントに追加するような形になるんですけど、２点ほどコメントさせてください。
　１点目、ビル＆キープの導入に関して、今後の進め方に特に異論があるわけではないのですけども、ビル＆キープ方式を導入すると、間違いなく事業者の収益構造は変わってくるということです。
　そうすると、今までは接続料を払ったり受け取ったりということを前提に、各事業者はビジネスモデルや様々なプランをつくってビジネスをしてきたが、ビル＆キープ方式が導入されると、この状態が所与のままで接続料の授受がなくなるというわけではなくて、接続料のほうの前提がなくなってしまうということで、各事業者は、またそれを前提として新たにビジネスモデルをつくったり新しいプランをつくったりする必要が生じてくるのではないかということです。
　ですから、私としては、新しいビジネスモデルを各事業者がつくったり、あるいは新しいプランをつくったりするための時間というのを十分に取っていただきたい、つまり、十分な移行期間というのを設けていただきたいと思います。２０３１年というお尻を決めているような感じですけれども、そういうことも含めて十分な移行期間を設けていただきたいというのが、１点目の希望というかコメントです。
　２点目は、ＬＲＩＣに関してなんですけれども、ＬＲＩＣを残すのか、実績原価方式を導入するかに関しては、ちょっと経済学的な発想になってしまうんですけれども、ＬＲＩＣには基本的に縮退に伴う追加的な費用が恐らく入らないと思います。それに対して、実績原価方式に変えれば、縮退に伴う追加的なコストというのが入ってくると思います。そうすると、音声通話に関しては、縮退に伴う追加的なコストがどれぐらい発生するのかという問題にもなるんですけれども、縮退に伴う追加的なコストを、ＬＲＩＣだとＮＴＴ東西が取れないということになりますし、実績原価だと取

れるというような形になりますので、縮退に伴うコストを誰が負担するかという問題になってくると思います。
　私はそういうふうに感じましたので、実際にそういうコストが取れるのかどうかというのを法律の文言等と照らし合わせながら、適切な方式というのを検討していただきたいというのが２点目のコメントになります。

○廣瀬料金サービス課課長補佐
　まず、武田先生の御発言は、非指定事業者がこういった取組に対応していくことをどう担保するのかというお話だったのかなと思いますけれども、現状の法制度ですと、非指定事業者の接続料の算定の仕方までは直接的な規制はないという状況になっていて、そこは紛争まで行った場合の裁定方針といったものが整理されているというのが現状なわけですけれども、今後、このビル＆キープ方式を原則化していこうという際には、当然ながら、指定事業者のみならず非指定事業者の皆様も含めて一律にやっていくということだと事務局としても考えておりまして、それを法制度の担保も含めてやっていくということであれば、先ほど来出てきていますように事業法以下、詳細な規定の見直しというのは必要になってくると思っております。ですので、こういった非指定事業者の方にも法令の担保をする形で激変緩和措置をやるということになりますと、どうしても法制度の見直しを終えて初めて発動できる、そのようなタイミングにはならざるを得ないのかなと考えております。
　他方で、今後の進め方（案）の中では、事業者間の協議の場を設けていこうという話もしておりますけれども、全事業者でこの機運が高まって、民民の合意でそういったものをやっていこうということに合意できるのであれば、必ずしも法制度なしでも開始できる可能性はゼロではないわけですけれども、法令で担保しながらということですと、そういったタイミングになってくるのかなと考えております。
　高橋先生からは、総務省がしっかり民民協議の場に入っていって議論をしていくべきだという話と、激変緩和のやり方によってはかえってコストがかかるのではないかという御指摘だったと思いますけれども、おっしゃるとおりと思っておりまして、激変緩和については、そういった観点からも、ＮＴＴ東西等からは必ずしも激変緩和を入れるべきではないといった御意見もある一方で、早め早めからその効果を出していきたいという御意見をお持ちの事業者もいるところですし、また、先ほど来ありますように、ビジネス環境が変わることに対応していくために、現状と同じような状態のままの移行期間がしばらくあったほうがいいという御意見も当然あるのだと思いますので、一定の移行期間と、激変緩和措置をやるのかやらないのか、いつからやるのかというところは、まさにこの夏以降、改めてしっかり議論していく必要があるのかなと思っております。
　その際には、細かい部分については事業者間で協議をしていただくほうがいいのかなと思っておりまして、ある程度の協議を事業者間でしていただいた結果を、また総務省なり接続政策委員会のほうに報告いただいて、最終的にはこちらで取りまとめをしていくといったことで具体的な方針を決めていくということかなと考えております。
　全相協の西村（真）先生からは、利用者料金への影響というところでございましたけれども、結局のところ接続料ないし事業者間精算の仕組みが変わって、利用者料金をどうするかというのはその後決まってくるという話になるわけですけれども、現在の今後の進め方（案）でも書いておりますとおり、まずは仕組みが変わるということの周知はやっていくのかなと考えております。また、利用者料金に大きな影響がある場合には、当然ながらその説明というのは事業者にも求められてくるところですので、あとは、移行期間、激変緩和措置といったものを検討する際に、利用者料金への

影響といった観点も含めて検討していくと考えております。
　西村（暢）先生からは、事業法との兼ね合いについてですけれども、先生おっしゃるとおりで、もう１年、次のタームで詳細な進め方を整理した暁には、事業法改正というものも視野に入ってくると思いますので、当然ながら事業法との関係も含めて、今後しっかり議論を整理していく必要があるのかなと考えております。
　非指定事業者については、冒頭でも申し上げたとおりですけれども、非指定事業者も含めて全事業者でビル＆キープ方式にしていくというのが基本的な考え方だと思っておりますので、それに対応した事業法の在り方というのを考えていくのかなと思っております。
　相田主査からは、今後の進め方（案）の最初の部分について、ちょっと整理等が足りないといった御指摘をいただきましたので、先生おっしゃるとおり、ほかの方策、必ずしも欧州でやられているようなｐｕｒｅ ＬＲＩＣによる一律接続料規制というのを求めている事業者がいるわけではないとは思いますけれども、そういったほかの方策も含めて、メリット・デメリットの整理みたいなものを考えてみたいと思います。事務局のほうで一案検討させていただければと思います。
　最後に、橋本先生からは、ビジネスプランを変える必要があるので時間を取るべきということですが、ここはまさに移行期間と激変緩和措置の在り方を今後しっかり議論していくというところかなと考えております。事業者からは、現時点で、事務局案で書かせていただいた、遅くとも２０３１年度という目処よりもっと遅くなければ駄目だというはっきりした御意見をいただいているわけではないとは思っておりますけれども、移行期間と激変緩和措置の在り方という点で、よく議論していければいいのかなと考えております。

〇伊井料金サービス課課長補佐
　相田主査からは、裁定方針において、裁定の対象を基本的にデータ接続料としている点について、ビル＆キープ方式の対象から片務呼を除くのであれば、音声接続料で協議が調わないこともあるのではないかという御指摘を頂いたかと思います。構造的に片務的となる呼の扱いにつきましては、次のタームで検討を進められればと考えておりますところ、ビル＆キープ方式の対象外としつつ、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定しておりますが、精算方法次第では協議が調わず裁定の対象となる可能性があると考えております。
　橋本先生からは、実績原価方式におけるメタル縮退に伴う追加的なコストの負担に関する御指摘を頂いたかと思います。サービス終了を見据えた需要の減少期では、ＬＲＩＣ方式は毎年度の最新需要に基づいて最も効率的な設備量を算出しますので、設備量は需要の減少に応じて減少しますが、ＮＴＴ東西の実際の設備量は、需要の減少に応じて毎年度設備更改することはなく、ＬＲＩＣ方式の前提が実態と乖離しつつあるので、ＬＲＩＣ方式は既にベンチマークとして機能しないと考えられることなどから、ＮＴＴ東西としては実績原価方式に移行したいという考えだと認識しておりますが、ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、次のタームで検討を進められればと考えておりますところ、実績原価方式では、実際に生じた撤去費用が接続料原価に含まれるものと考えられますので、実績原価方式を採用するかどうかの議論においては、接続先事業者への撤去費用の転嫁の観点も含めて検討を進められればと考えております。

〇相田主査
　一通り事務局から御回答いただきましたけれども、事務局からの御回答を踏まえ

て、さらなる追加での御質問、御意見、ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、本日、多数の事業者さんにオブザーバとして御出席いただいておりますので、オブザーバの方から御質問、御意見等ございましたら、それもお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇ＫＤＤＩ
　総務省の皆様はじめ、取りまとめ本当にありがとうございました。ビル＆キープの原則化については、大きな方向性としては特に反対はなかったのかなと認識していて、また適用の時期であったり、片務呼の精算であったり、詳細の検討をさらに進めていくというところで課題があると思いますので、その点について引き続き議論できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

（３）モバイル接続料の検証及び５Ｇ（ＳＡ方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方に関するヒアリング

〇西村（暢）専門委員
　ソフトバンクに、衛星直接通信について１点お伺いできればと思っております。その後、２点ほどコメントをさせていただければと思います。
　まず、ソフトバンクの７枚目の資料の衛星直接通信について、ほかのＭＮＯ２社の本日の御説明の中では、３社間で衛星コストを接続料算定に入れる、入れないなどの議論について、統一的な取扱いという記述がございました。ソフトバンクは、ほか２社と同じような考えを持っておられるのかという確認をさせていただければと思っております。
　以上が質問でございまして、２点コメントでございます。
　１点目は、ＭＶＮＯへの情報開示について、本当に、全体として改善に取り組んでおられるものと認識しております。単に数値や、あるいは前年度の比較割合といったものではない、乖離や差異の要因説明に取り組んでいただいているものと理解しておりますので、公正競争、それから利用者等の利益保護の観点からも、今後もぜひ積極的に行っていただければと思っております。
　２点目は、５Ｇ（ＳＡ方式）におけるネットワークの機能開放の推進について、ＭＶＮＯ委員会の御報告で、やはりＬ２接続相当に関して、７社が現時点で判断困難、残り４社が少なくとも開放促進機能に位置づけるべき等の判断がありまして、その原因がやはり情報不足というようなことが指摘されているのかなと理解いたしました。
　確かに、協議自体を促進するという観点のみでは、開放促進機能に位置づけることも一つかもしれませんけれども、実際、関連ガイドラインを見ましても、そこで定められております諸要件の充足というのは結構難しいものもあるかもしれませんし、最後、ＩＩＪが御指摘いただいたような協議動向の注視というものが、今のところは穏当といいますか、適切ではないかと感じた次第です。

〇ソフトバンク
　弊社の衛星ダイレクト通信についての御質問と思っておりますが、ドコモ様の資料の８ページ目にあるとおり、「接続料は、応分負担にて過不足ないコストを回収することが前提が適当」というところについては、我々も全く同意見でございまして、そういった観点から、我々としては衛星コストも接続料に入れて、一体的な算定だとかそういったところを検討していくべきだと考えておりまして、その辺の事情につきましては、ドコモ様、ＫＤＤＩ様も同じような状況かと思いますので、同じ課題があるようでしたら、そこら辺の認識を合わせながら、統一的な考え方をしていくということ

も方向的には正しいのではないかと考えているところでございます。

〇西村（暢）専門委員
　ありがとうございます。やはり接続料の上昇の可能性も十分考えられますところ、利用者の利益保護という意味でも、あまりに３社で違うような対応というのは回避しておくべきというふうに、私も賛同しておりますし、法令上もそのような対応が適切だと思っております。

〇廣瀬料金サービス課課長補佐
　衛星直接通信につきましては、基本的には衛星自体は指定設備でもない部分でございますので、３社で考え方を統一する、あるいは、場合によっては楽天モバイルも入れて４社でということもあるかもしれませんが、そういったことをやっていこうということであれば、まずは事業者でうまく話し合っていただけないかなというのが、率直な私の今の感想でございます。
　もう１点、あえて申し上げますと、利用者料金との関係ですね。衛星ダイレクト通信オプションみたいなものを使うのに、利用者料金を取っていらっしゃる事業者もいれば、取っていらっしゃらないというか既存の料金で含まれているという事業者もいる中で、利用者料金で回収する部分と接続料で回収する部分の考え方も、そもそも各社で合っているのかよく分からないと思っておりまして、もし協議いただけるということであれば、そういった点も気にしながら、考え方の統一というのを図っていただけないかなと思っているところでございます。
　後段のＬ２接続相当につきましては、西村先生の御発言のポイントは、協議動向の注視がいいのではないかというところだったと思いますけれども、ここはこれまでも四半期での協議状況報告をＭＮＯに求めてきているところですけれども、一定の期間を決めて求めておりますので、今後もそれが必要ということであれば、それを延長させていただくということは十分、これまでもやっていることの延長として、やらせていただけるのかなと思います。
　開放促進機能については、ＭＶＮＯからは、アンケートの回答ではまだよく分からないという回答も結構多かったですが、望ましい機能には位置づけてほしいという御意向だったと理解しておりまして、開放促進機能に位置づけることだけでは、ＫＤＤＩ及びソフトバンクに何か追加的な義務が発生してしまうというものではないと思っておりますので、そういった全体の御意見を踏まえながら、今後どう進めるか検討していければと思います。なお、今回、ＮＴＴドコモからそのページの紹介はなかったですけれども、ＮＴＴドコモは開放促進機能で差し支えないという御意見だと承知しておりますので、そういった辺りも含めて、今後検討していければと思います。

以上